

令和4年度事業実施方針（骨子）

～危機を克服し、笑顔と活力にあふれるまちを目指して～

1 事業実施方針の位置付け

- 令和3年度より、令和12年度を目標年次とするまちづくりの基本的な指針として、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」を将来の都市像とする茅ヶ崎市総合計画がスタートした。
- この総合計画を実現するための実行計画として、5年間（令和3年度～7年度）の実施計画を策定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の動向や社会経済情勢が極めて不透明であり、将来の予見が難しい状況にあっては、5年間という中期的な実施計画を策定することは困難であると判断し、計画の策定を2年延期することとした。
- 実施計画のない令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の動向や影響を考慮した上で、当該年度において重点的に実施する事業の方針等を「事業実施方針」として定め、行政運営を進めているところである。
- 新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な現況を勘案すると、将来の予見は依然として難しい状況にあることから、令和4年度も「事業実施方針」を定め、行政運営を進めることとする。

2 事業実施方針の策定にあたって考慮すべき事項

- 事業実施方針の策定にあたり、次に掲げる事項の最新の動向を整理し、考慮していくこととする。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国・県・市の動向
 - 国・県が掲げる新型コロナウイルス感染症感染拡大防止及び感染状況による経済や生活等への対策に注視する。
 - 茅ヶ崎市保健所管内における陽性者数の推移、ワクチン供給状況及び接種状況を注視する。
 - 今回の危機事態に対して機動的に対応するため、令和2年4月に取りまとめた「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策・政策パッケージ」の取り組み

1 状況を踏まえ、今後の課題を整理する。

3 (2) 財政健全化緊急対策の取り組みの反映

- 4 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の大きな減収が長期化する
5 ことが懸念され、財政の安定的な運営にも大きな支障が生じることが見込
6 まれる。
- 7
- 8 ○ 従前より取り組んでいる茅ヶ崎市財政健全化緊急対策に織り込まれている
9 ように、自治体運営を将来にわたり持続可能なものとするとともに、新たな行
10 政需要に的確に対応することのできる体制を構築することが急務となってい
11 る。
- 12
- 13 ○ 業務量のダウンサイジング（縮小）による適切な人員配置を含め、茅ヶ崎市
14 財政健全化緊急対策の基本方針にのっとり対策を重視する。

3 (3) 令和2年度決算等の状況

- 17 ○ 令和2年度決算や令和3年度の市税賦課状況の分析により市税等減収幅の
18 実態を把握し、令和5年度を初年度とする茅ヶ崎市前期実施計画の策定を見
19 据えた対策を重視する。

3 事業実施方針の基本姿勢

- 22 ○ 令和4年度に実施するすべての事業について、次に掲げる事項を基本姿勢
23 として取り組むこととする。

- 25 ○ 足元の新型コロナウイルス感染症に関する状況に的確に対応しつつ、ポ
26 ストコロナ¹に向けて、新型感染症による社会システムの脆弱性の克服に
27 取り組む。
- 28 ○ 中長期的な財政の持続可能性の確保に向け、茅ヶ崎市財政健全化緊急対
29 策を着実に推進する。
- 30 ○ 市税等の減収状況を見極めた上で、令和5年度からの茅ヶ崎市前期実施
31 計画の策定を見据えた検討を進める。

4 事業実施の柱

- 34 ○ 令和4年度に実施する事業の具体的な柱を次のとおり定める。

¹ 世界的な新型コロナウイルス感染症感染拡大を境に、価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間

1 (1) コロナ禍の教訓を踏まえた事業

- 2 ○ 新型コロナウイルスワクチンの供給量の動向、全市民が接種可能となる時
3 期及びワクチン効果の持続期間等の見通しを踏まえ、新型コロナウイルス感
4 染症の脅威の克服に向けて、感染症拡大防止に万全の対策を講じる。
- 5
- 6 ○ 新型コロナウイルス感染症に伴う影響は経済・社会のみならず、行動意識や
7 価値観にまで波及し、広範かつ長期にわたっている。あらゆるサービスのデジ
8 タル化やテレワークを始めとした働き方など、感染症が収束しても、「新しい
9 生活様式」での生活が求められる。
- 10
- 11 ○ 一連の危機事態により露呈した様々な社会システムの脆弱性を踏まえたビ
12 ルド・バック・ベター（危機事態発生後の復興段階において、次の事態に備え
13 て、より強靱な地域づくりを行うという考え方）の取り組みが重要となる。
- 14
- 15 ○ このことから、コロナ禍の教訓を踏まえ、次に掲げる取り組みに関する事業
16 を実施する。
- 17 ア 行政サービスDX²の推進（ICT³を活用した非対面・非来庁型行政サ
18 ービス推進等の新たな生活様式に向けた対策）
- 19 イ 新型感染症に強いまちづくりに資する対策
- 20 ウ 感染症拡大防止対策
- 21

22 (2) 持続可能なまちの実現に向けた事業

- 23 ○ 少子高齢化が進展する社会にあつては、生産人口の減少等により、今後の市
24 税の大幅な増加が見込めず、社会保障関係経費の増加は避けられない。
- 25
- 26 ○ 本市においても、高齢福祉に係る扶助費⁴等の社会保障関係経費の増加、公
27 共施設再整備の財源として発行した市債の償還の本格化による公債費⁵の増加
28 が見込まれる一方で、市税収入の大幅な伸びは期待できず、財政の硬直化が進
29 み、新たな事業への資源配分が困難な状況にある。
- 30
- 31 ○ 総人件費削減に向けた取り組みを中心とし、内部管理事務はもとより、補助
32 金の見直し、施設の見直し等をすすめて、聖域を設けず、休廃止・効率化・事務

² Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）。最新のデジタル技術を駆使して戦略
やプロダクト、業務フローなどを変革させていくことを表す概念。

³ Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

⁴ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費。

⁵ 市債の元金と利子を返済するための経費。

1 統合を含めた大胆な発想の転換が必要となる。

2
3 ○ 令和2年度決算等の分析により、市税の減収幅の実態及び今後の見通しを
4 見極め、単年度の歳入を増やし、歳出を抑制するというに加えて、市とし
5 て今後実施していくべき事業を決めて、それに必要な資源を確保するため、事
6 業の優先順位をしっかりと踏まえた上で、廃止・縮小を行っていくという考え
7 方により、前期実施計画の策定を見据えた検討を行う必要がある。

8
9 ○ その検討にあたっては、少子高齢化が進展する社会の中にあっても、持続可
10 能なまちを実現していくためには、将来にわたり世代間の人口構成のバラン
11 スのとれたまちを目指した取り組みが求められる。

12
13 ○ 世代間バランスを確保するためには、まちの魅力の積極的な情報発信を行
14 い、子育て世代を呼び込み、定住を促すことが重要となってくる。

15
16 ○ このことから、次に掲げる事業を実施する。

17 ア 内部事務DXの推進（ICTを活用した業務量のダウンサイジング）

18 イ 積極的な財源確保に寄与する事業

19 ウ 世代間バランスの健全化に資する事業

20 21 (3) まちの機能維持に必要不可欠な事業

22 ○ まちの機能維持に必要不可欠な事業とは、総合計画に位置づけた政策分野
23 の事業、市が組織として設置している政策分野の事業のすべてを指すが、その
24 実施は、真に必要な水準までとする。ただし、次に掲げる事業は留意するもの
25 とする。

26 ア 自然災害等に備えた事業

27 イ 市民の安全・安心の確保に対応するための事業

28 ウ 市民・事業者のセーフティネット⁶に関する事業

29 30 (参考) 令和4年度事業実施方針策定スケジュール

31 6月25日（金） パブリックコメント開始

32 7月～8月 庁内調整

33 7月27日（火） パブリックコメント終了

34 8月 パブリックコメント実施結果の公表

⁶ 病気やけが、失業等により困窮した場合に、最悪の事態から保護し、最低限の生活を保障する仕組み。

- 1 9月21日(火) 市議会全員協議会
- 2 9月下旬 事業実施方針決定
- 3 10月～ 令和4年度予算編成作業

令和4年度事業実施方針(骨子)に基づく事業の仕分け

令和4年度事業実施方針

基本姿勢

足元の新型コロナウイルス感染症
対応とポストコロナに向けた
社会システム脆弱性の克服

茅ヶ崎市財政健全化緊急対策の
着実な推進

茅ヶ崎市前期実施計画を
見据えた検討

事業の柱

① コロナ禍の教訓を踏まえた事業

○ 行政サービスDXの推進
(非対面・非来庁型行政サービス)

○ 新型感染症強靱化対策

○ 感染症拡大防止対策

② 持続可能なまちの実現に向けた事業

○ 内部事務DXの推進
(ICTによる業務量のダウンサイジング)

○ 積極的な財源確保

○ 世代間バランスの健全化

③ まちの機能維持に必要不可欠な事業

○ 自然災害等への備え

○ 安全・安心の確保

○ 市民・事業者のセーフティネット

※まちの機能維持に必要不可欠な事業の実施は、真に必要な水準までとするが、これらの事業は留意するものとする。